

公益財団法人福島県スポーツ振興基金
業務規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人福島県スポーツ振興基金(以下「この法人」という。)の助成事務の執行については、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の審査基準)

第2条 この法人が助成を行うに当たっては、助成の対象となる事業が、次の名号に掲げる条件に適合することを要する。

- (1) 助成の対象となる事業の目的が適切であって、かつその実施が確実であること。
- (2) 助成金の使途が適正であること。
- (3) 助成の対象となる事業および、その事業を行う団体の活動が宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動でないこと。
- (4) 助成の対象となる事業および、その事業を行う団体に関係する一切の者が、暴力団、暴力団員、元暴力団員を始めとする反社会的勢力と一切の関係がないこと。
- (5) その他助成の目的を有効に達成できる見込みがあること。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、申請年度内に支出される経費でかつ生涯スポーツの推進を遂行するために必要なものに限定する。

- (1) 賃金
- (2) 諸謝金
- (3) 旅費
- (4) 借損料
- (5) 消耗品費
- (6) 会議費
- (7) 通信運搬費
- (8) 雑役務費
- (9) その他理事長が特に必要と認めた経費

(企画提案書の提出)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体等は、企画提案書(様式第1号)を、別に定める期日までにこの法人に提出するものとする。

(企画提案書の認定)

第5条 理事長は、前条による企画提案書の提出があったときは、助成審査委員会を開催し、第2条の審査基準に適合するか否かを審査し、適當と認めるものについては、予算の範囲以内において助成額を算定する。

(助成の内示)

第6条 理事長は、前条による助成審査委員会の審査において採択された団体に対し、助成金交付の内示書（様式第2号）を通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の内示を受けた団体等は、助成金交付申請書（様式第3号）を別に定める期日までにこの法人に提出するものとする。

(助成の決定)

第8条 理事長は、前条による交付の申請を受けたときは、内容を審査し、適當と認めるものについては、助成を決定する。

- 2 助成を決定したときは、当該団体等に対し、速やかに助成金交付決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。
- 3 この法人は、必要があると認めるときは、助成金を概算払いにより交付することができるものとする。

(交付の条件)

第9条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、予めこの法人の承認を受けなければならない。
 - ア 総事業費の20%以上の増減をしようとする場合
 - イ 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - ウ 助成事業の内容を変更しようとする場合
- (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにこの法人に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 助成金の支出に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 助成金の交付を受けた団体等は、助成金の交付の趣旨及び交付決定の内容に従い、最小の費用で最大の効果が上がる経費の効率的使用に努めなければならない。

(変更等の承認申請書)

第10条 助成の決定等を受けた団体等が、第9条によりこの法人の承認を受けようとする場合は、変更（中止・廃止）承諾申請書（様式第5号）をこの法人に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項による変更の申請を受けたときは、内容を審査し、適當と認めるものについては、変更後の助成金の額を確定し、助成事業変更の承認及び助成金変更交付決定通知書（様式第6号）を交付するものとする。
- 3 助成の決定等を受けた団体等が、実施主体の変更についてこの法人の承認を受けようとする場合は、実施主体変更届（様式第11号）をこの法人に提出するものとする。

(実績報告)

第 11 条 助成の決定を受けた団体等が、助成対象事業が完了した後 30 日以内又は申請年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第 7 号）をこの法人に提出するものとする。

(助成額の確定)

第 12 条 理事長は、前条による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、助成額を確定するものとする。

2 助成額を確定したときは、当該団体等に対し、速やかに助成金交付額確定通知書（様式第 8 号）を交付するものとする。ただし、確定額が助成金の交付額と同額であるときは、当該団体等への通知を省略することができるものとする。

(助成金請求の手続き)

第 13 条 助成金の確定を受けた団体等は、助成金交付額確定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過する日までに助成金請求書（様式第 9 号）をこの法人に提出するものとする。

(概算払の請求手続き)

第 14 条 第 8 条第 3 項の規定に基づき、概算払による助成金の交付を希望する団体等は、別に定める日までに助成金概算払請求書（様式第 10 号）をこの法人に提出するものとする。

(助成の決定の取消及び助成金の返還)

第 15 条 この法人は、助成の決定を受けた団体等が正当な理由なく次の各号の一に該当するときは、助成の決定を取り消すことがある。この場合において、すでに交付した助成金があるときは、期日を指定して返還を請求するものとする。

- (1) 助成事業を実施せず、又は実施する意志が認められないとき。
- (2) 助成事業を中止し、再開する見込みがないとき。
- (3) 第 9 条の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 第 11 条の規定する実績報告がないとき。
- (5) 助成金を助成目的以外に使用したとき。
- (6) 助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があったとき。

(報告の徴収及び調査)

第 16 条 この法人は、助成事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、助成の決定を受けた者及び助成を受けた者に対し、隨時助成事業及び会計について報告を求め、又は調査することができるものとする。

(委任)

第 17 条 この規則に定めるものほか、助成金の交付について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規則は公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

附則

この規則は令和元年 12 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の助成金から適用する。

附則

この規則は令和 2 年 3 月 12 日から施行し、令和 2 年度分の助成金から適用する。

附則

この規則は令和 4 年 11 月 9 日から施行し、令和 5 年度分の助成金から適用する。